

頁	現 行 (平成31年2月)	修 正 後	備 考
2	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節～3節 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>(略)</p> <p>1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態</p> <p>過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。</p> <p>これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間<u>留まる</u>可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。</p> <p>また、複合災害の発生により原子炉施設が損傷した場合などには、原子力発電所から液体中に含まれた放射性物質が容易に海水中に流出し、生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者はこれを阻止するための対策をとる必要がある</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節～3節 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>(略)</p> <p>1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態</p> <p>過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。</p> <p>これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間<u>とどまる</u>可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。</p> <p>また、複合災害の発生により原子炉施設が損傷した場合などには、原子力発電所から液体中に含まれた放射性物質が容易に海水中に流出し、生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者はこれを阻止するための対策をとる必要がある</p> <p>2 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の反映
3	<p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)</p> <p>(略)</p>	<p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の反映
4	表1-4-2	表1-4-2 (表は別紙1参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・誤記の修正

頁	現 行 (平成31年2月)	修 正 後	備 考																								
9	<p>表1-4-3 運用上の介入レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準の種類</th> <th>基 準 の 概 要</th> <th rowspan="2">初期設定値※1</th> </tr> <tr> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td>OIL1</td> <td>(略) (略)</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基 準 の 概 要	初期設定値※1	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	(略) (略)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 (略)	(略)	(略)	(略)	<p>表1-4-3 運用上の介入レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準の種類</th> <th>基 準 の 概 要</th> <th rowspan="2">初期設定値※1</th> </tr> <tr> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td>OIL1</td> <td>(略) (略)</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基 準 の 概 要	初期設定値※1	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	(略) (略)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 (略)	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の反映
基準の種類	基 準 の 概 要		初期設定値※1																								
	防護措置の概要																										
緊急防護措置	OIL1	(略) (略)																									
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 (略)																									
(略)	(略)	(略)																									
基準の種類	基 準 の 概 要	初期設定値※1																									
	防護措置の概要																										
緊急防護措置	OIL1	(略) (略)																									
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準 (略)																									
(略)	(略)	(略)																									
	※1～6 (略)	※1～6 (略)																									
10	<p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>(略)</p> <p>(1) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) (2) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ) (表省略)</p> <p>※地理的状況を勘案し、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域</p>	<p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>(略)</p> <p>(1) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) (2) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ) 表は別紙2参照</p> <p>※地理的状況を勘案し、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域(準PAZ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の再編、名称変更等 ・略称の追加 																								
14	<p>第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置</p> <p>(略)</p> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p>第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置</p> <p>(略)</p> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>																									
1	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> </tr> <tr> <td>4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>5～22 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	1～3 (略)	4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。	5～22 (略)	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> </tr> <tr> <td>4 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>5～22 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	1～3 (略)	4 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。	5～22 (略)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の反映 																
事務又は業務																											
1～3 (略)																											
4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。																											
5～22 (略)																											
事務又は業務																											
1～3 (略)																											
4 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。																											
5～22 (略)																											

頁	現 行 (平成31年2月)	修 正 後	備 考																
17	<p>2～6 (略)</p> <p>7 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22<u>普通科連隊</u></td><td> 1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 </td></tr> <tr> <td>航空自衛隊 第四航空団</td><td></td></tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監部</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22 <u>普通科連隊</u>	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	航空自衛隊 第四航空団		海上自衛隊 横須賀地方総監部		<p>2～6 (略)</p> <p>7 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22<u>即応機動連隊</u></td><td> 1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 </td></tr> <tr> <td>航空自衛隊 第四航空団</td><td></td></tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監部</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22 <u>即応機動連隊</u>	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	航空自衛隊 第四航空団		海上自衛隊 横須賀地方総監部		<ul style="list-style-type: none"> 半角→全角へ修正 組織名称変更
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22 <u>普通科連隊</u>	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。																		
航空自衛隊 第四航空団																			
海上自衛隊 横須賀地方総監部																			
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22 <u>即応機動連隊</u>	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。																		
航空自衛隊 第四航空団																			
海上自衛隊 横須賀地方総監部																			
18	8～11 (略)	8～10 (略)																	
19	第7～8節 (略)	第7～8節 (略)																	

頁	現 行 (平成31年2月)	修 正 後	備 考
20	第2章 原子力災害事前対策 第1～5節 (略) 第6節 情報の収集・連絡体制の整備 (略) 1 (略) 2 (1)、(2) (略) (3) 防災対策上必要とされる資料 (略) ②社会環境に関する資料 イ (略) ロ 周辺地域の人口、世帯数（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障害者、乳幼児等。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する情報を含む。）	第2章 原子力災害事前対策 第1～5節 (略) 第6節 情報の収集・連絡体制の整備 (略) 1 (略) 2 (1)、(2) (略) (3) 防災対策上必要とされる資料 (略) ②社会環境に関する資料 イ (略) ロ 周辺地域の人口、世帯数（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障害者、乳幼児等。 <u>その他の特に配慮を要する者をいい、妊娠、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。</u> 以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する情報を含む。） (略)	
21			
22			・原子力災害対策指針に準拠
29	第7、8節 (略) 第9節 モニタリング体制等 (略) 1 (略) 2 モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングポイント、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。 また、県は、オフサイトセンター等に国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための環境の整備に協力するものとする。	第7、8節 (略) 第9節 モニタリング体制等 (略) 1 (略) 2 モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングポイント、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。 また、県は、オフサイトセンター等に国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための環境の整備に協力するものとする。	
30	県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-9-1）参照 東北電力㈱所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-9-2）参照	県所有の環境放射線モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-9-1）参照 東北電力㈱所有の環境放射線モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-9-2）参照	・記載の適正化（原子力災害対策指針に準拠）

頁	現 行（平成31年2月）	修 正 後	備 考
31	<p>環境放射線監視システム図（資料2-9-3）参照 気象・海象観測機器の整備状況（資料2-9-4）参照</p> <p>3～6 （略）</p> <p>第10～12節 （略）</p> <p>第13節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>（1）避難等計画の作成支援</p> <p>県は、関係市町に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難等計画（屋内退避及び避難誘導計画）の作成について以下を踏まえて支援するものとする。</p> <p>① P A Z 内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）ではP A Z内の施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項に規定される、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者）等の避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用不適切者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、全面緊急事態（General Emergency）ではP A Z内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</p>	<p>環境放射線監視システム図（資料2-9-3）参照 気象・海象観測機器の整備状況（資料2-9-4）参照</p> <p>3～6 （略）</p> <p>第11～12節 （略）</p> <p>第13節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>（1）避難等計画の作成支援</p> <p>県は、関係市町に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難等計画（屋内退避及び避難誘導計画）の作成について以下を踏まえて支援するものとする。</p> <p>① P A Z 内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）ではP A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、全面緊急事態（General Emergency）ではP A Z内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。 なお、施設敷地緊急事態要避難者は、次に掲げる者をいう。 • 要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項に規定される、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者）等の避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者 • 要配慮者以外の者のうち安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者、又は安定ヨウ素剤を事前配布されていない者で、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の反映
32	<p>1 (1) ②～2 (9) （略）</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言</p> <p>（1）県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p>	<p>1 (1) ②～2 (9) （略）</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言</p> <p>（1）県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p>	
34	<p>①要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p>	<p>①要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災基本計画の反映

頁	現 行 (平成31年2月)	修 正 後	備 考
35	3 (1) ②～9 (略) 第14節 (略) 第15節 緊急輸送活動体制の整備 1～2 (5) (略)	3 (1) ②～9 (略) 第14節 (略) 第15節 緊急輸送活動体制の整備 1～2 (5) (略)	
36	(6) 臨時ヘリポート等 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。 (7)～(9) (略)	(6) 臨時ヘリポート等 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講ずるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。 (7)～(9) (略)	・原子力災害対策指針の反映
37	第16節 (略) 第17節 原子力災害医療体制等の整備 県は、原子力災害における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、 <u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル等の策定及び修正、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保及び関係機関との協力体制の確立等原子力災害医療実施体制を整備するものとする。</u> また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合、その他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合に限る。）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。 <u>1 原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル等の策定及び修正</u> 県は、原子力災害対策指針等に基づき、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル等を策定するものとし、必要に応じて修正するものとする。	第16節 (略) 第17節 原子力災害医療体制等の整備 県は、原子力災害における住民等の健康管理、汚染�査、除染等を実施するため、 <u>原子力災害拠点病院を指定する等広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、医療要員の確保及び関係機関との協力体制の確立のほか、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル等の策定、医療活動用資機材等の整備等、原子力災害医療の実施体制を整備するものとする。</u> また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合、その他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合に限る。）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。 <u>1 広域的な原子力災害医療体制の構築</u> 県は、 <u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力事業者等と調整の上、地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とするものとする。</u>	・防災基本計画の反映 ・記載の適正化 ・記載順序の変更 ・防災基本計画の反映 ・記載順序の変更

頁	現 行（平成31年2月）	修 正 後	備 考
38	<p><u>2 医療活動用資機材等の整備</u></p> <p>(1) 放射線測定資機材等の整備</p> <p>県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>原子力災害医療資機材等の整備状況（資料2-17-1）参照</p> <p>(2) 資料の収集、整理</p> <p>県は、原子力災害医療の実施についての資料を収集、整理しておくものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>3 原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制</u></p> <p>県は、原子力災害医療体制の充実を図るために、他立地道府県等の原子力災害拠点病院が配置する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>4 原子力災害医療要員派遣体制及び専門医療機関における体制の整備・維持等</u></p> <p>県は、国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p>	<p><u>2 原子力災害時の医療要員派遣体制及び専門医療機関における体制の整備・維持等</u></p> <p>県は、国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、原子力災害医療チーム派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うとともに、中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図る体制の整備に努めるものとする。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>3 原子力災害医療調整官の配置</u></p> <p>県は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等を原子力災害医療調整官とし、県災害対策本部内に配置する。</p> <p>また、県は、原子力災害医療調整官が国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築するものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>4 原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル等の策定及び修正</u></p> <p>県は、原子力災害対策指針等に基づき、原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル等を策定するものとし、必要に応じて修正するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 防災基本計画の反映 原子力災害対策指針の反映 <p>上記3に統合</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載順序の変更 記載順序の変更

頁	現 行（平成31年2月）	修 正 後	備 考
	<p><u>5 広域的な原子力災害医療体制の構築</u></p> <p>県は、国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関における広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p>	<p><u>5 医療活動用資機材等の整備</u></p> <p>(1) 放射線測定資機材等の整備</p> <p>県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>原子力災害医療資機材等の整備状況（資料2-17-1）参照</p> <p>(2) 資料の収集、整理</p> <p>県は、原子力災害医療の実施についての資料を収集、整理しておくものとする。</p>	
6	(略)	6 (略)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の反映
7	<p><u>安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</u></p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域（以下、これらを含む市町を「PAZを含む市町等」とする。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ内及びPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>(1) 事前配布体制の整備</p> <p>①県は、PAZを含む市町等と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。</p> <p>②県及びPAZを含む市町等は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたり、対象となる住民向けに安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>に関する説明会を開催し、医療に係る事項については、原則として医師による説明を行うものとする。 <u>また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>7 安定ヨウ素剤の<u>配布及び</u>服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域（以下、これらを含む市町を「PAZを含む市町等」という。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ内及びPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、<u>住民等が適正なタイミングで</u>安定ヨウ素剤の<u>服用</u>が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p><u>なお、県と関係市町は、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を平時から周知するものとする。</u></p> <p>(1) 事前配布体制の整備</p> <p>①県は、PAZを含む市町等と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療機関、薬局、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。</p> <p>②県及びPAZを含む市町等は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたり、対象となる住民向けに安定ヨウ素剤の<u>服用等</u>に関する説明会を開催するものとする。医療に係る事項については、原則として医師による説明を行うものとするが、<u>安定ヨウ素剤の配布等を円滑に行うため、必要に応じて薬剤師に医師への協力等を要請するなどの措置を講ずるものとする。</u>なお、県及びPAZを含む市町等は、当該説明会を定期的に開催した上で、県が指定する薬局等でも安定ヨウ素剤を配布できる体制を構築するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・半角→全角へ修正 ・原子力災害対策指針の反映
			<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の反映
			<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の反映

頁	現 行（平成31年2月）	修 正 後	備 考
39	<p>③県及びP A Zを含む市町等は、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p> <p>なお、説明会に参加できない住民に対しては、別途説明の場を設けるなど、代替措置を併せて講じるものとし、歩行困難である等のやむを得ない事情により説明を受けられない住民に対し、家族等を通じて安定ヨウ素剤を配布するための手続きを併せて準備するものとする。</p> <p><u>これらの説明会等においては、安定ヨウ素剤の配布等を円滑に行うため、必要に応じて薬剤師に医師を補助等させるなどの措置を講ずるものとする。</u></p> <p>④（略）</p> <p>（2）緊急時における配布体制の整備</p> <p>①県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布手続き、配布及び服用に関与する医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。なお、<u>事前配布を希望しない者がいる場合や地域の実情により事前配布に代えて緊急配布の措置を講じる必要があると認められる場合については、これを考慮の上で配布場所等を定めるものとする。</u></p> <p><u>おって、</u>備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに更新を行うものとする。</p> <p>②県は、関係市町と連携し、<u>避難する</u>住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、<u>予防</u>服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>（3）副作用に係る体制の整備</p> <p>県は、関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に<u>対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第18～19節（略）</p> <p>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>（1）（略）</p>	<p>③県及びP A Zを含む市町等は、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。<u>また、調査票や問診等により、服用を優先すべき対象者等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>なお、説明会に参加できない住民に対しては、別途説明の場を設けるなど、代替措置を併せて講ずるものとし、歩行困難である等のやむを得ない事情により説明を受けられない住民に対し、家族等を通じて安定ヨウ素剤を配布するための手続きを併せて準備するものとする。</p> <hr/> <p>④（略）</p> <p>（2）緊急時における配布体制の整備</p> <p>①県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布手続き、配布及び服用に関与する医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。なお、<u>事前配布を希望しない者がいる場合や地域の実情により事前配布に代えて緊急配布の措置を講じる必要があると認められる場合については、これを考慮の上で配布場所等を定めるものとする。</u></p> <p><u>備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに更新を行うものとする。</u></p> <p>②県は、関係市町と連携し、<u>避難等を行う</u>住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、<u>服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</u></p> <p>（3）副作用に係る体制の整備</p> <p>県は、関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に<u>受入れの協力を依頼等するとともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送を行うことができる等の医療体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第18～19節（略）</p> <p>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>（1）（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の反映 ・記載場所の変更 ・記載の適正化 ・「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の反映 ・記載の適正化 ・原子力災害対策指針の反映 ・原子力災害対策指針の反映
40	<p>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>（1）（略）</p>	<p>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>（1）（略）</p>	

頁	現 行（平成31年2月）	修 正 後	備 考
41	<p>①放射性物質及び放射線の特性に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑥放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所等に関すること ⑦要配慮者への支援に関すること ⑧緊急時にとるべき行動に関すること ⑨指定避難所等での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第21節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p> <p>①原子力防災体制及び組織に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること ⑩その他緊急時対応に関すること</p>	<p>①放射性物質及び放射線の特性に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること ⑤緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること ⑥放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所等に関すること ⑦要配慮者への支援に関すること ⑧緊急時にとるべき行動に関すること ⑨指定避難所等での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第21節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p> <p>①原子力防災体制及び組織に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦緊急時に県や国等が講ずる対策の内容に関すること ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること ⑩その他緊急時対応に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の反映
42	第22～23節 (略)	第22～23節 (略)	
43	<p>第24節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第25節 (略)</p>	<p>第24節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第25節 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の反映

頁	現 行（平成31年2月）	修 正 後	備 考
44	第3章 緊急事態応急対策 第1～3節 （略） 第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1 (1) (略)	第3章 緊急事態応急対策 第1～3節 （略） 第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1 (1) (略)	
55	図3-4-1	<u>図3-4-1 (図は別紙3参照)</u>	・組織改編の反映
57	図3-4-2	<u>図3-4-2 (図は別紙4参照)</u>	・組織改編の反映
59	2～7 (略)	2～7 (略)	
61	8 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防歯がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。	8 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防歯がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。	・原子力災害対策指針の反映
62	9 (略)	9 (略)	
63	第5～6節 （略）	第5～6節 （略）	
71	第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動 1 (1) ①、② (略) ③全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びPAZ内の避難指示が出された場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、県はPAZを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立ち退き	第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動 1 (1) ①、② (略) ③全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びPAZ内の避難指示が出された場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、県はPAZを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立ち退き	

頁	現 行（平成31年2月）	修 正 後	備 考
72	<p>の指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。 (略)</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(2) ② (略)</p> <p>③県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>④県は、厚生労働省と連携し、指定避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、<u>ボランティア団体</u>等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町村と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>⑤県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p>	<p>の指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には<u>P A Zを含む</u>市町と連携し国に要請するものとする。なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。 (略)</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(2) ② (略)</p> <p>③県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>④県は、厚生労働省と連携し、指定避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、<u>NPO、ボランティア</u>等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町村と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>⑤県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営<u>管理</u>に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
73	(2) ⑥～(4) (略)	(2) ⑥～(4) (略)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の反映
74	(5) 安定ヨウ素剤の <u>予防</u> 服用 (略)	(5) 安定ヨウ素剤____服用 (略)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の反映

頁	現 行（平成31年2月）	修 正 後	備 考
	①事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示 安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZを含む市町の住民に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会の判断に基づき、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。 県及びPAZを含む市町は、国の原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。 (6)～(10) (略)	①事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示 安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZを含む市町等の住民に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会の判断に基づき、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。 県及びPAZを含む市町等は、国の原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。 (6)～(10) (略)	・記載漏れの修正
75	2 (略)	2 (略)	
78	第7節の2 (略)	第7節の2 (略)	
79	第7節の3 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (1)～(2) (略) (3) 出荷制限、摂取制限等の措置 県は、OILや食品衛生法上の基準値を踏まえた国の <u>指導・助言及び指示</u> に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等（資料3-7-4）参照	第7節の3 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (1)～(2) (略) (3) 出荷制限、摂取制限等の措置 県は、OILや食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な出荷制限、摂取制限を実施するものとする。 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等（資料3-7-4）参照	・防災基本計画の反映 ・記載の適正化
81	第8～9節 (略) 第10節 原子力災害医療活動 1 原子力災害医療体制 (1) 医療班の設置 (略) (2)～(5) (略) 2 (略) 第11節以降 (略)	第8～9節 (略) 第10節 原子力災害医療活動 1 原子力災害医療体制 (1) <u>県現地災害対策本部</u> 医療班の設置 (略) (2)～(5) (略) 2 (略) 第11節以降 (略)	・記載の適正化

表1－4－2 緊急事態区分とE A Lの枠組み

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止機能	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること。		原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
原子炉冷却機能 (冷却材漏えい)	原子炉の運転中に保安規定(原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできること。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできること。
原子炉冷却機能 (給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による当該原子炉への注水が直ちにできること。
原子炉冷却機能 (残留熱除去)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できること。	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
原子炉冷却機能 (炉心損傷)			炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
電源供給機能 (交流電源)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止しがつ、その状態が30分間以上継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止しがつ、その状態が1時間以上継続すること。
電源供給機能 (直流電源)		非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止しがつ、その状態が5分間以上継続すること。
原子炉停止中水位	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。
格納容器圧力逃がし装置の使用		原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
格納容器機能		原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中ににおいて想定される上昇率を超えること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
放射性物質の閉じ込め に関する機能	燃料被覆管障壁*若しくは原子炉冷却系障壁*が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁*若しくは原子炉冷却系障壁*が喪失すること。 *右欄において“障壁”とは、燃料被覆管、原子炉冷却系配管、格納容器等の放射性物質を閉じ込める機能のことを指す。	燃料被覆管の障壁*が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁*が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁*及び原子炉冷却系の障壁*が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁*若しくは原子炉冷却系の障壁*が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁*が喪失すること。	燃料被覆管の障壁*及び原子炉冷却系の障壁*が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁*が喪失するおそれがあること。
原子炉制御室	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	
火災又は溢水	重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
外的事象及び その他事象	<ul style="list-style-type: none"> ・当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
周辺監視区域 放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により $1 \mu \text{Sv/h}$ 以上を検出*	原子力事業所の境界付近において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令で定める基準(原災法第11条第1項の規定による放射線測定設備で $5 \mu \text{Sv/h}$)以上を検出	原子力事業所の境界付近において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令で定める基準(左記の設備及び原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で $5 \mu \text{Sv/h}$)以上を検出
周辺監視区域 放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合

* 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの

(注) この計画において、各緊急事態区分に該当する事象については、原災法等の枠組みに基づき、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態をそれぞれ警戒事象・特定事象・原子力緊急事態と表現することがあるほか、警戒事態等に対して警戒事象等と表現することがある。

実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
外的事象及び その他事象	<ul style="list-style-type: none"> ・当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・<u>当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</u> ・オンライン統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
周辺監視区域 放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上を検出*	原子力事業所の境界付近において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令で定める基準（原災法第11条第1項の規定による放射線測定設備で $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ）以上を検出	原子力事業所の境界付近において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令で定める基準（左記の設備及び原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ）以上を検出
周辺監視区域 放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合

* 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの

別紙2

(1) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
女川町	高白、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、桐ヶ崎、竹浦、出島、寺間
石巻市	(荻浜) 荻浜、小積浜 (牡鹿) 鮫浦、前網、寄磯、大谷川、谷川、泊

(2) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)

重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上三、上四、上五、西、小乗、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、尾浦、御前浜、指ヶ浜、江島*

重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
石巻市	(石巻) 中央一丁目第1、中央一丁目第2、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、中瀬、泉町一丁目第1、泉町一丁目第2、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、泉町三丁目第2、泉町四丁目第1、泉町四丁目第2、立町一丁目、立町二丁目、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、羽黒町二丁目、明神山、住吉町一丁目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、千石町、鎌銭場、旭町第1、旭町第2、穀町第1、穀町第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、元倉一・二丁目、東中里一・二・三丁目、水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北一丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、大橋一・三丁目、大橋二丁目、中里一丁目、南中里一・二丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、南中里四丁目、南中里三丁目、日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、門脇町一丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目第1、南浜町二丁目第2、南浜町三丁目第1、南浜町三丁目第2、南浜町四丁目第1、南光町第1、南光町第2、かどのわき東、かどのわき西、大手町、宜山町、双葉町第1、双葉町第2、三河町、上釜第1、上釜第2、下釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、下釜第1東、下釜第1西、上大街道第2、上大街道第3、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、下大街道第1、下大街道第3、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第4東、下大街道第4西、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、錦町第1、錦町第2、西山町、末広町、貞山二丁目、貞山三・四・五丁目、貞山一丁目、不動町一丁目第1、不動町一丁目第2、不動町二丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、吉野町一丁目第1、吉野町一丁目第2、吉野町二丁目、吉野町三丁目

目、川口町一丁目、川口町二丁目、川口町三丁目、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三・四丁目、明神町一・二丁目、田町、御所入、伊原津、松並、魚町一丁目、魚町二丁目、綠町、鹿妻北第1、鹿妻北第2、鹿妻北第3、鹿妻南一・二丁目、鹿妻南三・四・五丁目、鹿妻公営住宅

(渡波)

浜松町、松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町一丁目、渡波町二丁目、渡波町三丁目、三和町、後生橋・宇田川町、万石町、塩富町一丁目、塩富町二丁目、際、原、鹿松、千刈田、栄田第1、栄田第2、東黄金浜、南黄金浜、榎壇、祝田一区、祝田二区、佐須、表沢田、流留、万石浦一区、万石浦二区、うしお町、小竹浜、垂水町、さくら町三・四丁目

(稻井)

南境西部、美園第1、美園第2、南境東部、大瓜棚橋、大瓜龜山、大瓜井内、大瓜八津、大瓜入、高木西部、高木東部、水沼西部、水沼東部、真野内原、真野日向日影、真野小島、沼津、裏沢田、井内東部、井内西部

(荻浜)

折浜、蛤浜、桃浦、月浦、侍浜、牧浜*、竹浜*、狐崎浜*、鹿立浜*、福貴浦*

(蛇田)

浜江場、沖、新立野第一住宅、のぞみ野第2、のぞみ野第1、のぞみ野第3、のぞみ野第4、仲、裏、福村、恵み野東、恵み野西、新谷地前、上第1、上第2、丸井戸第1、丸井戸第2、谷地第1、谷地第2、谷地第3、中坪第1、中坪第2、境谷地、あけばの北、わかば、東前沼第1、東前沼第2、新下前沼、新橋、向陽町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁目第1、向陽町五丁目第2、あけばの、あゆみ野第1、あゆみ野第2、あゆみ野第3

(田代)

大泊*、仁斗田*

(河北)

成田、飯野川上町、飯野川仲町、飯野川本町、旧屋敷、五味、元相野谷、中島(上)、中島(下)、中野、牧野巣、皿貝、馬鞍、五十五人、鶴家、沢田崎山、川の上、後谷地、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田、北境、東福田、大土、梨木舟渡、大森、辻堂、三輪田(上)、三輪田(中)、三輪田(下)、福地、横川、谷地、針岡第1、針岡第2、間垣、入釜谷、長面、尾の崎、二子東、二子西、二子南

(雄勝)

名振、船越、船越荒、大須下、大須上、大須船隱、熊沢、羽坂、桑浜、立浜、大浜、小島、明神、味噌作・原、船戸、唐桑、雄勝中央、水浜

(河南)

根方、黒沢、駅前、定川、山崎、和渕山根、和渕町上、和渕町、笈入、中山・上谷地、梅木、四家、新田町、本町、道的、三軒谷地、谷地中、曾波神、中坪、山根、沢田、館、糠塚、しらさぎ台、砂押、柏木、町下、町上、新田、青木、大番所、朝日、大沢、箱清水、表沢、俵庭、小崎

	<p>(桃生) 倉坪、深山・牛田、寺崎舟場、寺崎下、中津山上、中津山下・四軒、城内館下、城内嶺、新田上、新田下、給人町上、給人町下、神取上、神取下、高須賀上、高須賀下、小池、太田西、拾貫、入沢、樺崎東・山田、樺崎西、永井、裏永井、寺崎上</p> <p>(北上) 橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、行人前、泉沢、中原、要害、大上、小室、大室、小泊、小指、大指、小滝、長尾、追波、長塩谷・白浜、吉浜・月浜、相川</p> <p>(牡鹿) 鮎川第1*、鮎川第2*、鮎川第3*、鮎川第4*、鮎川第5*、鮎川第6*、金華山*、新山*、長渡中小路*、長渡根組*、網地*、十八成*、小渕*、給分*、大原*、小網倉*</p>
--	---

重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
登米市	<p>(豊里) 上町、新町、横町、浦軒、仲町、川前、下町、東二ツ屋、西二ツ屋、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、長根、加々巻、山根、白鳥、鶴波</p> <p>(津山) 東下在、西下在、平形、元町1区、元町2区、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、宮町、小川町、石貝、入沢、黄牛町、横山1区、横山2区、横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区</p>
東松島市	<p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、あおい一、あおい二、あおい三、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根吉、高松、往還上、往還下、平岡、浜市上、浜市下、中下、新町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜、里北、里南、月浜、野蒜ヶ丘一</p>
涌谷町	大谷地、短台
美里町	小島
南三陸町	荒町上、荒町下、西戸、折立上、宇津野、沖田、水戸辺、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、林、大久保

※地理的状況を勘案し、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域（準PAZ）

別紙3

図3-4-1 県の災害対策本部の組織及び分掌事務（主要なもの）

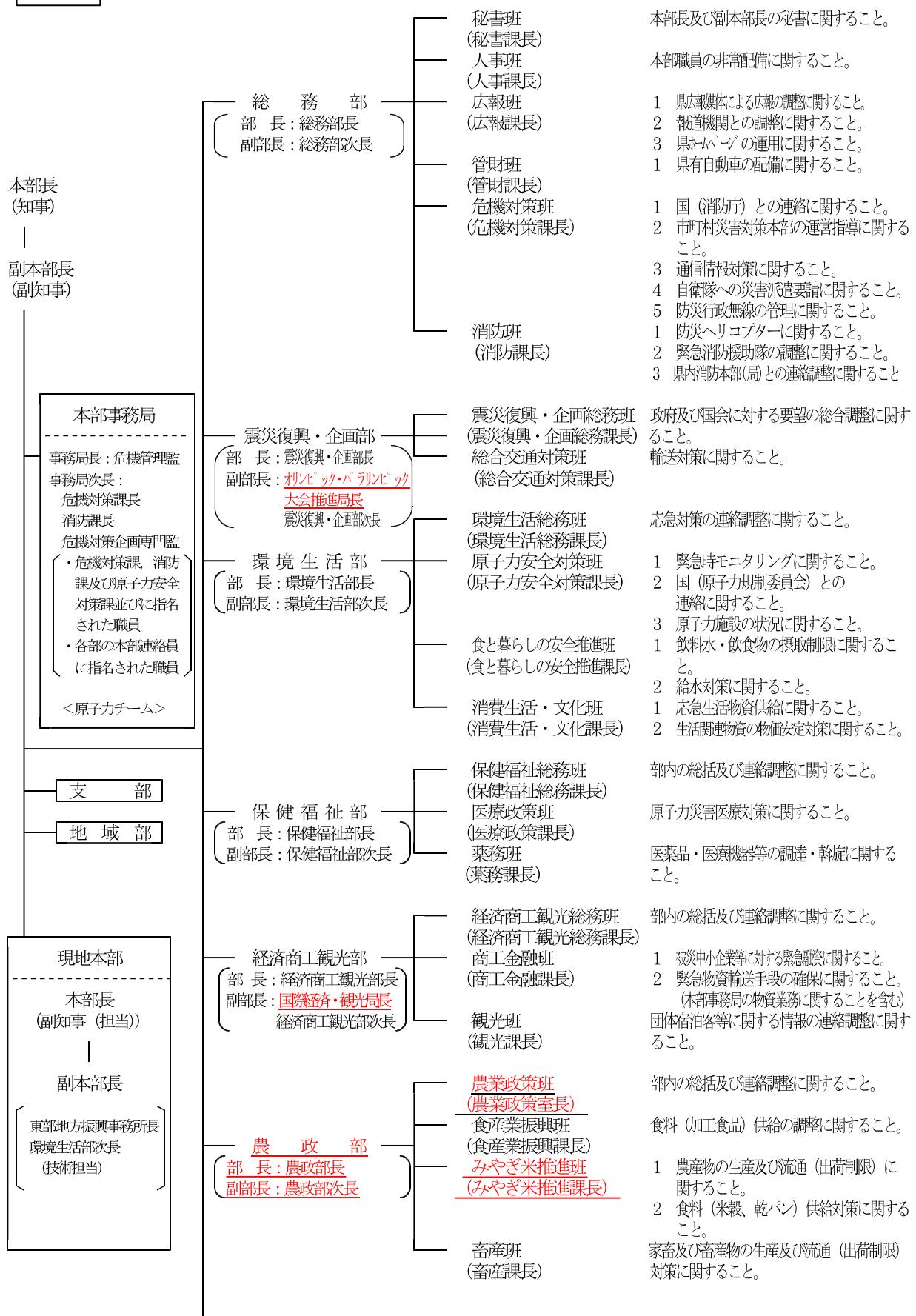




図3-4-2 県の現地本部の組織

